

岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管の「周辺財産」）の使用を希望される方へ

中国四国防衛局 企画部 施設管理課

防衛省中国四国防衛局では、岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管の「周辺財産」）について、当該財産の用途又は目的を妨げない範囲で、有償による一時的な使用を認めることとしています。

具体的な使用要望のある方は、以下の各事項を承知・承諾の上、要望をされるか（「② 要望方法」参照）、公募に参加してください。

① 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) (3)から(8)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約するとともに、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した（様式3）誓約書を提出した者であること。

② 要望方法

- (1) 具体的な使用要望のある方は、「⑦ 問い合わせ先」にご相談ください。

- (2) 担当者が要望内容をお聞きし、必要に応じて概算使用料をお伝えした上で、**（様式1）土地利用計画書**を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。

③ 使用許可申請者の選定方法

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可が可能と認められる場合は、公募の手続に入ります。
土地利用計画書の審査の結果、公募への参加をお断りする場合があります。
- (2) 公募は、中国四国防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、募集要項に示される各事項を承知・承諾の上、**（様式2）国有財産使用許可要望書**、**（様式3）誓約書**及び**（様式4）役員名簿**を提出してください。土地利用計画書の提出者も、公募に参加いただく必要があります。
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。要件を満たす参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない場合もあります。）。
- (4) 使用許可申請者に決定した方は、速やかに**（様式5）国有財産使用許可申請書**を提出してください。
- (5) 使用許可申請者に選定された場合でも、警察に照会して「① 応募資格」(3)～(7)の要件を満たさないことが判明した場合、又は、財務省協議による同意が得られない場合は、使用許可ができません。

④ 使用期間

- (1) 使用期間は、原則として1年度（4月1日～3月31日）とします。ただし、使用許可の始期が年度途中の場合は、当該年度末までの期間（許可日～3月31日）となります。
- (2) 国側において使用物件の利用需要が発生しない場合に限り、使用許可の開始年度から5年を限度に更新が可能です。
- (3) 5年を超える使用期間の要望がある場合は、5年目の使用期間満了の3ヶ月前までに**（様式1）土地利用計画書**を提出していただきます。再公募の手続に入り、改めて使用許可申請者を決定します。
- (4) 使用期間満了等に伴い使用物件の返還を行う場合は、使用期間内に原状回復を行い、**（様式7）国有財産返還・原状回復届**を提出していただきます。

⑤ 使用料

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますので、要望される際の目安としてください。
- (2) 実際の使用料については、**（様式5）国有財産使用許可申請書**を提出いただいた後、財務省協議に入る際に提示します。ただし、使用許可の始期が年度途中の場合は日割計算となるため、開始時期によって増減があります。
- (3) 使用料の減額措置等はありません。
- (4) 国有財産使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

⑥ その他の留意点

- (1) 居住を目的とした建物等の設置はできません。
- (2) 使用物件は、容易に原状回復ができる状態におくことを原則とします。堅固な建物、構築物の設置はできません。
- (3) 使用者の負担により、除草等の適切な管理をしていただきます。
- (4) 以下の事項に該当する場合は、使用許可ができません。
 - I 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合。
 - II 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合。
 - ✓ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ✓ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ✓ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ✓ 振動・騒音・悪臭が著しい。
 - ✓ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
 - III 国有財産の公共性、公益性に反すると判断した場合。
 - ✓ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ✓ 行政の中立性を阻害して特定の個人、団体、企業の活動を支援することとなる。
 - ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとしている。
 - ✓ この他、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- (5) 【資料1】岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管の「周辺財産」）の使用を希望される方へ、【資料2】国有財産使用許可書の内容及び【資料3】使用手続の流れと注意点に記載された各事項を承知・承諾の上、応募していただきます。
- (6) 上記の条件に違背したとき及び国において使用物件を必要とするときは、使用許可の取消しや変更をする場合があります。

⑦ 問い合わせ先

- I 防衛省 中国四国防衛局 企画部 施設管理課（緑化対策担当）
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082-223-7166 Fax 082-223-0336
- II 岩国防衛事務所 施設課
〒740-0027 山口県岩国市中津町 2-15-7
TEL 0827-21-6195 Fax 0827-21-6196
- III 美保防衛事務所
〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎
TEL 0859-34-9363 Fax 0859-34-9364